

逓信省の附帯命令制度と東京市電気局における地中配電に関する研究*

A Study on the Underground Wiring by the Tokyo Municipal Electricity Bureau and a Permission
from the Communication Ministry

鈴木 悦朗**
By Etsuro Suzuki

Abstract

At dawn of legislation in Japan when a full-fledged electricity act was not yet enacted, the Communication Ministry was issuing a permission of electricity business with conditions. The Tokyo Municipal Electricity Bureau was permitted to engage in an electric light power business but it was obligated to use the costly underground cable while the Tokyo Dento Co Ltd. previously received the permission with less costly air-borne cable. This paper reports on the case of the Tokyo Municipal Electricity Bureau as a pioneer of the underground wiring in the period from later-Meiji to early Showa Era.

1. はじめに

1986(昭和61)年に始まる電線類地中化事業ではすでに三期までの計画が終わり現在、第四期の計画にあたる新・地中化計画(平成11年～15年)が鋭意進められている。

この電線類地中化事業は一般家庭へ供給する歩道上空の架空線類(電力線、電話線、CATV線など)を撤去し、各地中線を収容する構造物を地中に敷設するものである。

地中配線方式は明治時代からおこなわれており決して目新しいものではないが、多額の初期投資と技術が必要としたため架空線ではケーブルの重みに耐えられない場合など、地下配線しか術がない場合に限定され実施されてきた。

このように一般的でない地中配線方式であったが、主務官庁の逓信省における附帯命令制度(許可条件)と地中配電方式の関係について論究した文献は残念ながら見当たらない。

本論は明治後期から昭和初期にかけ、逓信省の附帯命令制度により地中配線方式で電燈事業をおこなった東京市電気局に焦点をあて、法制度を中心に逓信省における地中配電行政の実態をあきらかにすることを目的とする。

研究に使用した主な資料は、東京市電気局に関するものに電気局三十年史¹⁾、東京市電気局電気施設概要²⁾、市電気事業検査資料³⁾、東京電燈(株)に関するものに東京電燈株式会社五十年史⁴⁾、電気事業法制に関するものに新・電気事業法制史⁵⁾などがある。

2. 黎明期における電燈事業⁽¹⁾の沿革

(1). 東京電燈会社における沿革

東京における電燈事業は、1883(明治16)年2月15日に東京電燈会社(以下、東京電燈)が創立許可を得たことに始まる。電燈事業に限れば、イギリスやフランスの電燈事業創設(1881年)からわずかに2年遅れただけであるが、他の公益事業では西欧諸国の事業創立からはるかに立ち遅れている。たとえばガス事業では横浜における創立が1872(明治5)年9月29日であり、イギリス(1812年創立)⁶⁾より60年も遅れている。これは日本における公益事業が、明治維新後になってはじめて導入されたためである。このため行政の公益事業に対する対応も未成熟で、東京電燈が東京府知事に提出した「創立願書並に趣意書」に対する許可証(第2533号)には、「書面會社設立願之趣ハ追而一般ノ條例制定相成候迄相對二任セ候事(中略)敷地官有地二係ルモノハ前以當廳二願出許可ヲ請ケ其後起工候義ト可心得事」⁷⁾と記されている。つまり事業は自らの責任でおこなってよいが、官有地を使うことがあれば許可を得よう求めたに過ぎない。

東京電燈では1887(明治20)年11月29日に初めて架空配電線で電燈供給をおこなったが、低圧・直流方式のため近距離にしか配電できなかった⁷⁾。その後、供給方法が高圧・交流方式に変更され広域に配電することが可能になると、多くの事業者(品川電燈会社、深川電燈会社など)が参入することになった。

(2). 東京鐵道会社における沿革

東京電氣鐵道会社(以下、東京電氣鐵道)は電車を運行させるため、1900(明治33)年9月17日に逓信省より一定区域に限定された事業許可を得(通第5273号)、副

keyword: 東京市電気局、地中配電、附帯命令制度

**正会員 工博 (株)大橋測量

(〒420-0882 静岡市安東3-19-13)

業的に鉄道沿線において電燈事業を営んだ。その後、東京電燈が品川電燈・深川電燈などの電燈会社を買収し市の内外で独占的に事業をおこなったため、これに危機感を感じた東京電気鉄道は副業的であった電燈事業の供給区域を拡張しようと考え、1903（明治36）年8月10日付「電燈並電力事業兼営二関スル部分変更願」を提出し、許可された。その後、さらなる供給区域の拡張計画を立て、1906（明治39）年2月16日付「供給区域拡張願」を通信大臣あてに提出している。

東京電気鉄道は一社のみでおこなう拡張計画には限りがあるため、1906（明治39）年9月に東京電車・東京市街の両鉄道会社と合併することで、電燈供給区域を市域全体に広げようとした。また東京電気鉄道は合併とともに、名称を東京鐵道株式会社（以下、東京鐵道）に変更している。

東京鐵道は市域全域で電燈供給をおこなうため、通信大臣に「電燈電力供給区域拡張願追願ノ件」（明治40年3月5日付）を出願した。これに対し通信大臣・山縣伊三郎は同年8月21日⁽²⁾、別紙命令書（地下線式）の遵守を条件に東京市内のみの許可（通第3835号ノ1）を与えた⁽³⁾。

それまでの東京市内における電燈供給事業は東京電燈の一社独占状態（合併の効果）で、他には鉄道沿線で小規模な電燈事業を営む業者がいた程度であった。そのため通信省は、東京電燈が独占的に電燈供給している区域で2番手として事業を始める事業者（東京鐵道）に対し、地中配線を義務づけたのであった。

東京鐵道ではただちに多額の初期投資を必要とする地中方式に改めることができず、地中配線の認可申請《1910（明治43）年4月22日》まで約3年間の日時を要した。認可申請では工事を二期に分けておこなうこととし、一期線として山ノ手最寄一帯の地区、二期線としてその他の地区を対象にしていた。この申請は同年6月、一期線のみ認可された。

東京鐵道が市域全域に供給区域を拡大するため、電燈料金の引き上げを始めた矢先の1911（明治44）年8月1日、東京市に買収されてしまい（電車買収に伴い電燈事業も市に移管）、東京鐵道の地中配電計画は東京市に委ねられることになった。

3. 東京市電気局における電燈事業

(1). 電気局における沿革

東京市は買収するとただちに電気局を開設し、電燈部を設けた。東京市では1911（明治44）年から4ヶ年継続事業として20万燈を目途にした拡張計画をたてたが、尾崎行雄・東京市長は電力需要の増加を見込み95万燈⁽³⁾の電燈計画に変更し、1911（明治44）年12月の市会承認（第233号）を得て通信省に認可申請をだした。通信省電気局長は東京市長に対し、既に東京鐵道に許可した制限内（供給最大1万kw）で事業をするよう通知した（明

治45年4月8日付、親電監甲第1440号）。

この1万kwでは95万燈計画を実施することができず、通信省の認可は有名無実のものでしかなかった。このため東京市では95万燈計画を46万燈計画に変更し、1912（大正元）年7月24日に許可を受けた。同年、東京市は東京鐵道が認可を受けた一期線の重要な路線について、地中線工事を終えている。

また二期線について東京市は1912（明治45）年5月30日、「工事施行認可申請書」（営電第841号）を通信省へ提出している。通信大臣は別紙命令書の条項を遵守する条件を付して許可（同年7月24日付、電第2474号）したが、命令書には二期線の工事について地下線式を許可条件にしていなかった⁽⁸⁾。

このように東京市電気局における電燈事業は、東京鐵道に対する通信省の許可条件に縛られていたと云える。それでも東京市が多額の初期投資を必要とする地中配電方式で電燈事業をおこなったのは、東京電燈（株）⁽¹⁾（以下、東京電燈）の独占的事業による高価な電燈料金（長野、飯田、上田市で10燭光の終夜燈が40銭の当時、東京電燈では1圓20銭）⁽⁹⁾を少しでも安く市民全般に提供するという使命感であり、このことに公益事業（電燈事業）の役割を見いだしていたためであった。さりながら地中低圧線の建設費（表一）は架空低圧線建設費の約4～5倍であり、高圧地中線建設費に至っては架空線の10倍以上にもなっていた⁽¹⁾。このため多額の初期投資を必要とする地中配電方式による東京市の電燈事業は欠損の連続であり、電気局では常態的に電車事業から補填を受けていたのである⁽¹⁰⁾。

表一 架空・地中配電線建設費の比較

出所：電気施設概要 p.137,p.146 作成：鈴木悦朗

種別	内 訳	工事費（100mあたり）	備 考
地中線	高圧電線路	2,000～3,000 円	
	低圧電線路	1,000 円	
架空線	高圧電線路	900～1,000 円	高圧2、低圧2 動力低圧1回線

東京市が46万燈計画を実施するため市会に付議した電燈事業費予算書⁽¹⁾（表二）によれば多額の地中配電費が考慮されていたが、その割合はなんと初期投資額の8割以上にもなっていた。このように通信省が命じた地中配電方式は、架空配電方式に比べあまりに多額の初期投資を必要としていたのである。

表二 東京市電気局における初期投資額

出所：電気局三十年史 pp.386～387 作成：鈴木悦朗

項 目	金額（円）	割合
用 地 費	66,900	1%
建 築 費	219,475	3%
工事監督及雑費	294,825	4%
変電所電気工事費	932,400	11%
需要家電気工事費	1,428,000	* 17%
電 纜 埋 設 費	2,258,353	* 27%
電 線 路 費	3,039,897	* 37%
合 計	8,239,850	100%

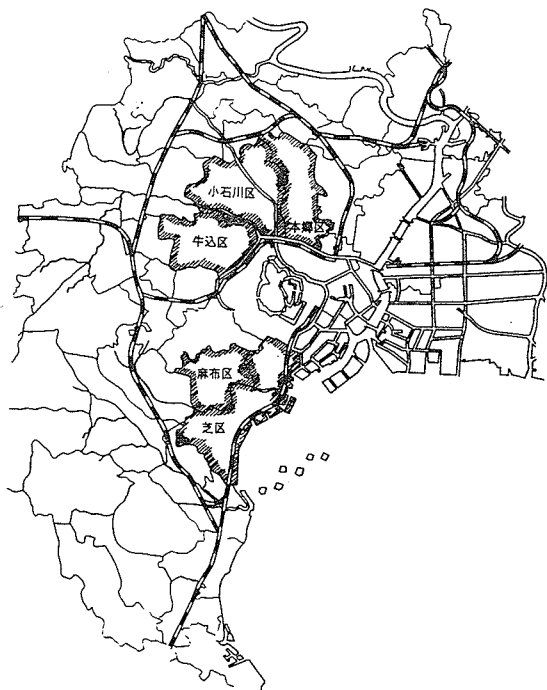
*は地中線工事費を表す

(2)、電気局の普通供給区域と特別供給区域

1911（明治44）年6月3日に日本電燈会社（以下、日本電燈）が新設されたことから（東京市電気局と同様、地中配電が許可条件）、東京市内では東京市電気局・東京電燈・日本電燈の三者による需要者争奪戦が繰り広げられることになる。この争奪戦は日を迫る毎に激しさを増し各社が電燈料金を下げたため、1割2分余りの利益を配当してきた東京電燈¹¹⁾でも採算割れの状態になり、阪谷芳郎・東京市長は東京電燈・日本電燈を市で買収する調停案を両社に示した。東京電燈・日本電燈では調停案を受け入れる姿勢であったが、浅草発電所の譲渡について東京市と東京電燈の意見が一致しなかったため、市営統一案は実現しなかった。

この後、東京市が電気供給事業整理案を両社に示したことから、1917（大正6）年7月12日に三電間に協定が成立した。この協定では各社の経営する電気供給事業に関し相互に競争的行為を避けるため、各供給区域中あらたな需要に応ずる地域を区画し、これを普通供給区域と特別供給区域の二種に分けた。普通供給区域は従前の需要のほか新規需要にも供給し得る区域を指し、特別供給区域は従前の需要のみに限定する区域を指した。ただし10kw超過の大口需要家に限り、地域を限定せず供給をおこなうことが出来ることとした。

東京市電気局における普通供給区域は、一期線の工事区域にあたる5区（芝、麻布、牛込、小石川、本郷：図一1）になり、特別供給区域は他の10区と群部の品川町などになった。



図一1 東京市電気局における普通供給区域
(作成：鈴木悦朗)

いっぽう東京電燈（株）の普通供給区域は麹町区、神田区、日本橋区、京橋区、赤坂区、四谷区、下谷区の7区になり、日本電燈の普通供給区域は浅草区、本所区、深川区の3区になった。その後、1920（大正9）年3月に日本電燈は東京電燈と合併し、浅草区、本所区、深川区の3区は東京電燈の普通供給区域に含まれるとともに三電協定は二電協定に変わっていくことになる。

三電協定を受け東京市電気局はあらたに電気供給条例を設定し、1917（大正6）年10月1日から実施した。この協定は1927（昭和2）年3月まで続くことになる。

4、通信省の附帯命令制度⁽⁶⁾による地中配電

(1)、黎明期の電気事業法制

明治前期の電燈事業における許可は地方行政庁に委ねられていたが、交流電流・高圧配電が採用され始めてようやく保安上の取締が必要になり、通信省は電務局で掌ることにした。通信省は1890（明治24）年8月17日に通信省訓令第7号を発し、「電気事業ヲ営ムントスルモノアルトキハ取締方法ヲ設ケ本大臣ノ認可ヲ得テ後之ヲ許可スヘシ」とした。これに基づき東京では警視庁が電気事業を規制することになり、警視庁は「電気営業取締規則」（明治24年12月28日付、警視庁令第23号）を制定した。しかしながら規定の大部分は、工事に係る安全基準の規定でしかなかった。

その後、日清戦争による賠償金の取立などを契機に日本経済は軽工業を中心に発展し自家用電気事業を意図するものが増加したため、通信省は全文111条にわたる電気事業取締規則（明治29年5月9日）を制定し、直接国が電気事業を監督することにした。

しかしながら電気事業取締規則の大部分は保安規制に属するものでしかなく、しかもその根拠は省令によっていた。このため電気事業法（明治44年3月30日、法律第55号）が制定されるまでの約20年間、通信省は事業の許可に際し附帯命令書を下付し法的な不備を補完したのであるが、附帯命令制度は電気事業法が制定されてもなお存続した。

(2)、通信省の附帯命令制度

通信省の附帯命令制度について東電学園講師・松永長男は、講義用資料『電気事業関係法規』に附帯命令書の雛形を示すとともに、著書『新・電気事業法制史』において附帯命令書について触れている。

松永によれば、附帯命令書は許可命令書、許認可指令書などとも呼ばれ、現在の許認可の条件と称されるものであったとされる。また命令書は単独行為たる許可処分¹²⁾に附帯するもので、権力的作用に基づき国が下付するものであり、法の不備を補うものと観念されていた¹³⁾。

国は附帯命令を下付するに際し事業者より請書を提出せしめ、これをもって命令書の内容に当事者の合意が得られたとしていた。

松永によれば、附帯命令書の雛形は下記のようなであった¹²⁾。

〈命令書の雛形〉

第1条：許可の有効期間ハ許可ノ日ヨリ25年トス。

第9条：通信大臣ハ土地ノ状況上必要ト認ムル時ハ電線路ヲ地中線ニ変更スルコトヲ命ズルコトアルベシ。

第13条 発起人又ハ会社ニ於テ本命令書ノ条項又ハ本命令書ニ依リ為シタル処分ニ違反シタルトキ又ハ起業不確実ト認ムベキ事実アリタルトキハ通信大臣ハ許可ノ全部ヲ取消スコトアルベシ。

(3)、東京鐵道に下附された附帯命令書

通信省が東京鐵道あてに始めて附帯命令書を下付したのは、1906（明治39）年9月1日付の「三社合併承継認可申請書」に対する認可書（同年9月8日付、通第3726号ノ1）においてであった。認可書および命令書（通第3726号ノ2）の内容¹³⁾は、下記のものであった。

〈認可書〉

「明治39年9月1日付申請三社合併電氣事業取締規則第1条第1号及第2号電氣事業承継ノ件認可ス。

但シ東京鐵道株式会社成立ノ上ハ別紙命令書ノ条項ヲ遵守スヘシ」

〈命令書〉

第1条 市街地ノ道路ニ於ケル架空電線路ハ電車線ヲ除クノ外期限ヲ定メテ之ヲ地下線式ニ改造スルコトアルヘシ。

第5条 通信大臣ハ電氣事業取締規則第1条第1号又ハ第2号ニ該当他ノ電氣事業力電線路ヲ施設スルニ方リ公益上必要ト認ムルトキハ電線路ノ電柱腕木若ハ暗渠等ノ共用ヲ命スルコトアルヘシ。

第14条 会社ハ警視總監ノ許可ヲ受クルニ非サレハ全部又ハ一部ノ電氣供給事業ヲ休止スルコトヲ得ス。

第17条 会社ニ於テ本命令書ノ条項又ハ本命令書ニ依リ為シタル処分ニ違反シタルトキハ通信大臣ハ事業経営ノ許可ノ全部ハ一部ヲ取消スコトアルヘシ。

通信省は認可書の附帯命令書において、会社同士の合併でも市街地の道路における架空線方式を地下線式に変更させることがあり得ることを示唆したと云える（ただし地下線式は市街地に限定されており、郡部は地下線式の対象に含まれていなかった）。

また警視總監の許可を受けることや本命令書に違反したときは事業経営の許可さえ取り消すことがあるとするなど、事業規制に関する記載が命令書に多くあった。

地中配電方式に関する附帯命令書が下附されたのは、東京鐵道が市域全体に供給区域を拡張するため通信省に提出した、「電燈電力事業供給区域拡張願ニ對シ追加御願」（明治40年3月5日）に対する通信大臣の許可書（同年8月21日付、通第3835号ノ1）及び別紙命令書¹⁴⁾（通第3835号ノ2）においてであった。

〈許可書〉

「明治39年2月16日附同40年3月5日附及同年6月10日附申請電氣事業取締規則第10条第1項各号ノ事項変更ノ件申請供給区域中東京市内ニ関スル部分ニ限り許可ス。

但シ別紙命令書ノ条項ヲ遵守スヘシ」

〈命令書〉

第3条 東京市内ニ於ケル電氣供給並電氣鐵道事業用電線路ハ電車線及電車線ト饋電線¹⁷⁾トヲ接続スル部分ヲ除クノ外總テ地下線式ト為スヘシ

但シ特ニ通信大臣ノ認可ヲ得タル部分ニ限り架空線式ト為スコトヲ得。

第11条 會社ハ第1条ノ期間内ニ於テ更ニ電氣供給料金其ノ他電氣供給ニ関スル規定ヲ定メ警視總監ノ認可ヲ受クヘシ。

第14条 会社ニ於テ本命令書ノ条項又ハ本命令書ニ依リ為シタル処分ニ違反シタルトキハ通信大臣ハ事業経営許可ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトアルヘシ。

第15条 前各条ノ外明治39年9月8日付通第3726号ノ2命令書ノ条項ヲ遵守スヘシ。

ここにおいて通信省は東京鐵道に対し、東京市内の電燈事業について架空線式供給方法を地下線式に変更させる命令を発したのであった。

この許可条件は電柱を事業者間で共用しない限り、やむを得ないものであった。それは後述するように、通信省の電氣事業取締規則（第38条）により、道路空間における建柱可能な場所に制限があったためである。

しかしながら通信省の下附した附帯命令制度による地下線式への変更は、結果として先発事業者（東京電燈）の架空線方式（廉価）を擁護し、後発事業者（東京鐵道を引き継いだ東京市電気局）に地下線式（多額の費用を必要）を強いたものであった。

通信省が事業者間の重複した設備のロスを軽減するか共用柱を提言するとか、電燈事業者の負担軽減を図る手だてを講じることはまったくなかった。

5、市街地の道路における電柱設置と法制度

(1)、道路における電柱設置に関する法制度

市街地の道路における電柱の設置位置について明確な規定が作られたのは、東京市区改正委員会が作成した「電線柱建設ニ関スル規定」（明治23年5月）が最初である。

「電線柱建設ニ関スル規定」

第2条 電信電話線及非常報知線柱ノ建設ハ幅員三間以上ノ道路ニ限り三間以上四間未満ノ道路ニ於テハ片側ニ限ルモノトス。

第3条 電燈線柱ノ建設ハ幅員四間以上ノ道路ノ片側ニ限ルモノトス。

それまでも日本帝國電信条例（明治7年9月22日、布告第98号）や電信条例（明治18年5月7日、布告第8号）など電柱設置を必要とするものがあつたが、通信省

の国策的事業（電信・電話）には道路占用に特権が与えられていた。

東京市区改正委員会は通信省が拡張したばかりの道路に一方的に電柱を建てることに不満を募らせ、「電線柱建設ニ関スル規定」を建議したのであった。これが電柱の設置位置に関する最初の規定であったが、通信省の工事においてあまり遵守されることはなかった。

続いて作成されたものが「電気事業取締規則」（明治29年5月9日、通信省令第5号）であり、第38条において道路における電信電話柱と電燈電力柱の設置位置が明確になったのである。

〈電気事業取締規則〉

第38条 架空電線ハ道路ノ片側ニアラサレハ其ノ建設ヲ
許サス若電気鐵道用架空電線アルトキハ之ト同側
ニ建設スヘシ。

第41条 架空ノ電燈線又ハ電力線ト電信線又ハ電気信号
線ト平行シテ架設スルトキ及直通電流式白熱電燈
線ト電話線ト平行シテ架設スルトキハ六尺以上離
隔セシメ交番電流式電燈線、弧状電燈線又ハ電力
線ト電話線ト平行シテ架設スルトキハ十二尺以上
離隔セシムヘシ。

既に電燈電力柱が建っている道路に電燈電力柱を建てたいと申請した東京鐵道に対し、あらたな電柱を建てる場所がない以上、通信省が附帯命令書で配電方法を地下線式にさせようとしたのは、当然の成りゆきであったと思われる。

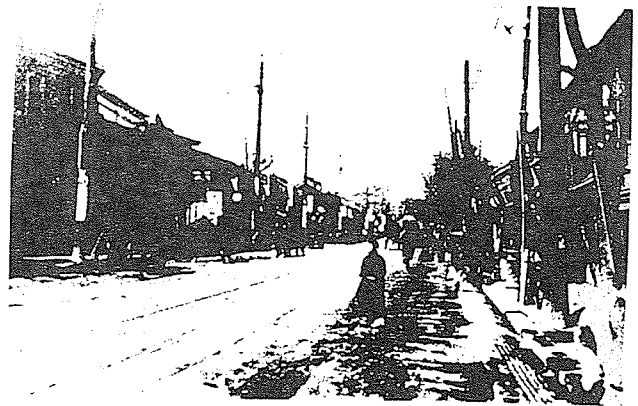
(2) 電気局の普通供給区域における電柱設置

（写真－1）に示す大正時代の三田通りには、道路の両側に電信電話柱と電燈電力柱が写っている。

筆者は東京市電気局が地中配電方式で電燈事業をおこなっていたことから、今日のように無電柱道路の写真があるはずと思い込んでいた。そのため電気局の普通供給区域における電燈電力柱の設置されていない写真を求めて、小石川図書館やみなと図書館などを訪れたが、そのような写真をまったく見つけることができなかった。

東京市電気局が地中配電をおこなっていた以上、通信省の電信電話柱が写っているのは仕方ないにしても、電燈電力柱のない写真があって当たり前と思っていただけに、どの写真にも電燈電力柱が写っていたことから、東京市電気局の地中配電は一部区間のみで、大部分は架空線式で供給したのではないかと疑ってしまった。

よく考えれば東京電燈の電燈電力柱（既存の電柱および10kw超過の大口需要家用電柱）が写っていて当たり前だったが、東京市電気局の電柱と判断したため地中配電方式の供給方法まで疑ってしまった。それほどまでに東京電燈の電柱は東京市電気局の供給区域内の至るところで見られた。東京市内では通信省の附帯命令制度による地中配電方式による防災上や景観上の効果は、まったくといっていいほど感じられなかったと云える。



写真－1 三田通り 大正時代

（出所：写された港区 二 p.31）

通信省が附帯命令書で求めた地下配線方式は、無電柱道路を創り出すことなど想定しておらず、あくまで道路における建柱輻輳の障害を避けることにあった。

せっかく東京市電気局が地中配電方式で供給していたのであるから、通信省がせめてる区内における東京電燈の電柱を撤去させるよう尽力する姿勢が欲しかった。

6. 配電統制令による東京市電気局の終焉

戦時体制下の1941（昭和16）年8月30日、配電統制令（勅令第832号）が公布され即日施行された。これにより東京市電気局は供給区域内の電気供給設備を出資する形で、東京電燈などとともに1942（昭和17）年4月1日、関東配電株式会社（1府7県の11事業者で構成）の設立に参加することになった。この結果、東京市電気局の地中配電方式による電燈事業経営はあっけなく終わりを告げた。

東京市電気局における地中配電線延長（表－3）と関東配電（株）の地中配電線延長（表－4）を比較してみると、東京市電気局の低圧配電線延長より約360kmも少なくなっていることが分かる。東京市電気局の地中配電方式は確実にその延長を減らしていた。

表－3 東京市電気局における地中配電線延長

出所：電気施設概要 p.125 作成：鈴木悦朗

種 別	内 訳	延長 (km)
地中配電線	高圧線	805.0
	低圧線	1,715.6
計		2,520.6

表一4 関東配電(株)配電設備状況
出所：関東配電株式会社社報第9巻4号p.96
作成：鈴木 悦明

種別	内訳	昭和25年3月末(km)
高圧線	架空線	86,684
	地中線	1,644
低圧線	架空線	116,125
	地中線	1,359
計	架空線	202,809
	地中線	3,003

関東配電(株)は1951(昭和26)年5月1日に解散され、東京電力(株)に現物出資と資産譲渡をおこなった。

東京電力(株)がその後も5区において、東京市電気局の地中配電方式を継承し電気を供給した形跡はない。

通信省の附帯命令制度という強制力に従ったものであったが、先駆的に東京市電気局がおこなった地中配電方式は通信省の電燈事業に対する先見性のなさから、事業者の東京市電気局に多額の投資を求めただけでその幕を降ろしたと云える。

7. まとめ

いままで述べてきたことを要約する。

- (1) 東京市電気局がおこなった地中配電方式は東京市電気局の発案ではなく、通信省が電気事業の許可を与える際に付した条件(附帯命令書)から生まれたものであった。命令書は国における法制度が整っていなかったため、法の不備を補完するための措置であった。
- (2) 附帯命令書は結果として先発事業者の架空線方式(廉価)を擁護し、後発事業者に高価な地中配線方式を強要することになった。通信省は先発事業者と後発事業者との間に生れる不公平を避けるため、すべての電燈事業者に地中配電方式を求めることもなく、後発事業者のみにハンディキャップを与えた。

通信省は附帯命令制度を活用して市街地における無電柱道路を創出しようと試みたのでもなく、共用柱や設備の共用などを実施するよう指導して事業者の費用負担軽減に努めた訳でもなかった。

このような通信省の許認可行政のため、明治後期から昭和前期の東京にかけて多額の費用を必要とする地中配電で電燈供給をしてきた東京市電気局の苦労は、今日の電線類地中化事業に引き継がれることなく終わってしまった。

関東大震災後に内務省が作成した延長178kmにもおよぶ共同溝方式による幹線街路の無電柱化計画⁽⁸⁾は東京電燈(株)の供給区域が中心になっていたが、図一1に示した区域内の地中配電網とネットワーク化されることもなく、つながりを持つことはなかった。その中心にあった通信省は共同溝計画を費用の面から強硬に反対し、試験施工に止まらせてしまった。

それだけに明治後期から昭和初期にかけて実施された、附帯命令制度による地中配電方式のもつノウハウを生かすことなく、多額の無駄に終わらせた通信省の責任は大きかったと云わざるを得ない。我々はこうした先人たちの事例に学び、今後の電線類地中化事業を推進する上での教訓にしなければならないと思う次第である。

(補注)

- (1) 今日では電灯線は電力線に含まれるが、当時では電灯線と電力線とを使い分けていた。
- (2) 東京市電気局『事業概要』(昭和10年)によれば通信省の許可は8月27日になっているが、許可書には8月21日と記載されているので許可書の日時を用いた。
- (3) 東京市の95万燈計画を政府は100万燈計画と称したが、95万燈計画であったのでこの数字を用いた。
- (4) 東京電燈会社は明治26年に東京電燈株式会社に名称変更している。
- (5) この場合の電線路費は地中送電費を意味する。
- (6) 附帯命令は今日における許可条件にあたるものと思われる。
- (7) 饋電線(きでんせん)とは、発電所・変電所から需要地の配電幹線に至るまでの電線を指す。
- (8) 共同溝計画については、第17回土木史研究「帝都復興事業における共同溝計画と施工例に関する研究」pp.81~92に記載。

(参考文献)

- 1) 東京市電気局編纂、『電気局三十年史』, 東京市電気局, p.378, 1940年
- 2) 東京市電気局編、『電気施設概要』, 東京市電気局, p.137, p.146, 1940年
- 3) 『市電気事業検査資料 電燈編』, 東京市会市政検査委員会, p.32, 年号不詳
- 4) 『東京電燈株式会社五十年史』, 東京電燈(株), p.13, 1936年
- 5) 松永長男, 『新・電気事業法制史』, (株)エネルギーフォーラム, pp.88~89, 2001年
- 6) 下村明, 「瓦斯事業の起源を顧みて」, 帝国瓦斯協会雑誌 第31巻 第6号, 帝国瓦斯協会, p.5, 1941年
- 7) 『東京電力三十年史』, 東京電力(株), p.12, 1983年
- 8) 前掲『市電気事業検査資料』, pp.370~371
- 9) 同上『市電気事業検査資料』, p.5 p.9
- 10) 東京市電気局編, 『創業二十年史』, 東京市電気局, p.142, 1931年
- 11) 前掲『市電気事業検査資料』, p.5
- 12) 松永長男, 『電気事業関係法規』, p.294, 年号不詳
- 13) 前掲『市電気事業検査資料』, pp.22~26
- 14) 同上『市電気事業検査資料』, pp.32~35